

上尾市保健センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月13日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第7号

上尾市保健センター管理規則の一部を改正する規則

上尾市保健センター管理規則（昭和56年上尾市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「利用を開始しようとする日の前日」を「利用しようとする日前7日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。